作業船に関する各種法令等

法令		自航式作業船			非自航式作業船		
船舶法(船籍登録関係)		20トン以上	20トン未満	(注1)	×		
		0	×	×	^		
小型船舶の登録等に 関する法律	小型船舶登録規則	20トン以上	20トン未満	(注1)	×		
		0	×	×			
船舶安全法(船舶検査関係)	船舶安全法施行規則	20トン以上	20トン未満	(注3)	1. 国際航海に従事するもの		
		0	×	×	 2. 沿海を越えて航行する者 3. 特殊船(注2) 4. 自航式船にえい(押)航されて人を 運搬するもの 5. 危険物ばら積船 	左記以外	
	小型船舶安全規則	×	0	×	O ×		
電気事業法		他に給電するもの		左記以外	船舶安全法適用船		
					他に給電するものしないも	の 外	
		()	×	O ×	×	
船舶職員及び小型船 舶操縦者法	(海技士)	20トン以上	20トン未満	(注4)			
		0	×	×	×		
	(小型船舶操縦士)	×	0	×			
船員法		湖、川又は 港のみを航	左記以外のもの		常時船員法適用の曳船で曳航される船員法通	短用 記以	
		行する船舶	5トン以上	5トン未満	水域を航行するもの		
		×	0	×	0	×	
労働安全衛生法		船員法適用船		左記以外	船舶安全法適用船左	記以外	
		×		0	0	×	
船員災害防止活動の促進に関する法律		船員法適用船		左記以外	船舶安全法適用船左	左記以外	
		0		×	0	×	
海上衝突予防法 海上交通法 港則法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律		0			0		
		100トン以上はビルジ等排出防止設備 を設置し、油記録簿を備付のこと。但 し経過措置は(注5)			左に同じ。はしけ、作業船は次の指導がある。 →全長22m以上、100トン以上		

- (注1) ろかい船 (6人未満) 、長さ3m未満で推進機関が連続最大出力20馬力未満のもの(小型登録法\$2、同規則\$2)
- (注2)特殊船(船安則§1④):潜水船、原子力船、水中翼船、エアクッション船、海底資源掘削船、双胴船、反潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備(内部に人員を搭載)を有する船舶
- (注3) ろかい船 (6人未満)、長さ3m未満かつ推進機関の最大出力1.5kw未満の小型船、係留中の船舶等(船安則§2)
- (注4)ろかい船、長さ3mかつ推進機関が1.5kw未満で国土交通大臣の指定するもの、係留船等(船職小操法§2、同規則§2)
- (注5)S55.8.6以前に建造され、もしくは建造に着手したもので100t以上200tの船舶には適用しない。(但しタンカーは除く)